

(復興大臣・自民党復興加速化本部長 宛)

新生ふくしまの構築に向けた要請書

【平成26年7月】



福島県町村会
会長 大塚 節 雄

新生ふくしまの構築に向けた要請

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災・原発事故から3年余が過ぎた。

この間、我々町村は、住民の安全・安心を確保するため、そして、本県の早期復興のため、一丸となって邁進してきたが、本県の真の復興を果たすために不可欠な原発事故の収束は、増え続ける汚染水への抜本的な解決策も見出せず、収束とは程遠い状況にある。

加えて、事故によって飛散した放射性物質は、我々から平穏な暮らしと恵み豊かな大地を奪い去ったばかりか、今も本県復興の大きな妨げとなっている。

また、「平成23年7月新潟・福島豪雨」では、只見川流域の市町村にとって地域生活交通の要となっているJR只見線の鉄橋が流出する被害が発生しているが、全線復旧を図るためには85億もの復旧費と4年を超える工期が必要とされ、現在も復旧の見通しが立たない状況にある。

今、本県は、大地震、大津波、原発事故、そして豪雨災害と県下全域にわたる災害・事故からの復興に県民一丸となって邁進しているところであるが、本県が本格的な復興・再生を果たすためには、解決すべき諸課題が山積している。

については、この山積する諸課題を解決し、そして本県が掲げる「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を構築するため、県下全町村の総意として次の事項の実現を強く要請する。

I. 東日本大震災からの復旧・復興対策

1. 復旧・復興に係る財源の確保等について

復旧・復興を加速化させるとともに、必要な財源の確保と万全の予算措置を講じること。

また、地域の主体性を活かした復興を計画的かつ確実に果たせるよう、集中復興期間の延長を図ること。

2. 復興交付金について

復興交付金の延長を図るとともに、今後の復興のステージに合わせ、さらに使いやすい弾力的な交付金体系を構築すること。

また、書類・手続きの簡素化を図るとともに、復興局へ権限移譲等を行い、事務処理の迅速化を図ること。

3. インフラ整備の促進について

地震・津波によって被害を受けた道路、防潮堤等のインフラ整備を促進すること。

また、市町村の復興計画に位置付けられている被災地と内陸拠点、防災拠点、医療拠点、産業地域を結ぶ市町村道の整備について、地震により甚大な被害を受けた内陸部においても社会資本整備総合交付金（復興枠）が採択可能となるようにすること。

4. 被災自治体に対する人的支援について

被災自治体に対する職員派遣等の人的支援が中・長期に亘り円滑に行えるよう、平成27年度以降も派遣体制の整備と財政措置を講じること。

特に、被災町村の復興計画に基づいた事業の実施に係る専門的知識や技能を有する技術系職員など、国等関係機関による継続した人的支援とその強化を行うこと。

5. JR常磐線の復旧について

被災地の復興を促進させるためにもJR常磐線を早期に復旧させること。

6. 常磐自動車道復興ICの設置と4車線化について

被災地の復興を促進させるため、広野IC～南相馬IC間に復興ICを設置するとともに、いわき中央IC～相馬IC間の4車線化を図ること。

7. 土地利用に係る規制緩和について

被災地の意向に沿った復興が計画的かつ着実に行えるよう、土地利用に係る規制をさらに緩和すること。

II. 原子力災害対策

1. 原発事故の収束について

国内外の英知を結集し、国が前面に立ち、責任をもって福島第一原子力発電所事故を収束させること。

2. 汚染水問題について

汚染水問題については、東京電力に対しあらゆるリスクを想定した即時対応可能な代替案の検討など、リスク管理の徹底を指導するとともに、国による監視体制の強化を図ること。

3. 廃炉に向けた取組み等について

福島第一原子力発電所事故は未だ収束していないという認識の下、中長期ロードマップに基づく廃炉に向けた取組みを安全かつ着実に推進すること。特に、核燃料の取り出し作業にあたっては、安全に万全を期すこと。

また、国の責任において、早急に福島第二原子力発電所を廃炉とすること。

4. 福島復興再生基本方針に基づく施策の実施について

福島復興再生基本方針に基づく施策については、必要な財源を確保し、確実に実施するなど本県の復興を加速化させること。

5. 福島再生加速化交付金について

「早期帰還・帰還を加速化させる」との観点から創設された「福島再生加速化交付金」については、被災地の実情や復興過程における課題等を踏まえ、既存の国庫補助・交付金制度で認められとすることは全て可能とするよう制度改善を行うこと。

また、書類・手続きの簡素化を図るとともに、復興局へ権限移譲等を行い、事務処理の迅速化を図ること。

6. 損害賠償等について

(1) 東京電力に対し「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、全ての「賠償基準」にしっかりと反映するよう指導するとともに、「原子力損害賠償紛争解決センター」の組織体制や仲介機能を強化し、東京電力に「総括基準」や「和解仲介案」を受け入れさせ、迅速な賠償を行わせること。

(2) 損害の範囲を広く捉え、被害者の生活再建など長期的な視点を踏まえた十分な賠償期間を確保させること。

なお、賠償期間については、加害者である東京電力のみで判断することないように、終期の判断基準を「指針」で明確に示し、被害者に不利益が生じることをないようにすること。

- (3) 紛争解決センターによる「和解仲介案」において、多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって確実かつ迅速に賠償がなされるべきものであるので、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に指針として示すこと。
- (4) 「避難指示の長期化に伴う賠償の考え方」（事故後の6年後以降の賠償）における精神的損害については、避難者・地元自治体の意見を反映し、対象となる地域を幅広く捉え、十分な賠償がなされるようにすること。
- (5) 避難解除後の賠償が継続される「相当期間」の具体化については、避難者の生活再建に資するよう避難者・地元自治体の意見を反映し、十分な期間を指針に示すこと。
- (6) 土地、建物、機械設備等の財物の損害について、全ての被害者が生活や事業の再建を果たすことができるよう、再取得が可能な十分な賠償がなされるようにすること。
また、長期の管理不能により被害が拡大した建物等について、確実かつ十分な賠償がなされるようにすること。
- (7) 自主的避難等に係る賠償については、損害の範囲を幅広く捉え、県民それぞれの被害実態に見合った十分な賠償が最後まで確実になされるようにすること。
- (8) 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等の対応を東京電力に徹底させること。
- (9) 「早期に帰還する住民が直面する困難に着目した賠償」について、旧緊急時避難準備区域も対象とし、早期に具現化を図ること。
- (10) 原発事故に起因して地方公共団体が実施した事業や税の減収等の全ての損害を確実かつ迅速に賠償させること。

7. 放射性物質の除染等について

- (1) 除染は、原発事故前の環境を取り戻すために不可欠であるので、除染の長期目標である追加被ばく線量年間1mSv以下は堅持すること。
また、既に計画された除染は、国の責任の下、迅速かつ確実に実施・推進すること。
- (2) 除染特別地域については、帰還困難区域を除き、国による直轄除染が実施されているが、それら地域の除染が完了し、住民帰還が進むこととなった際、隣接する帰還困難区域の空間線量が高線量のままでは、住民の帰還に影響を及ぼすことから、高線量である帰還困難区域の実態を踏まえた安全かつ効果的な除染手法を確立するための技術開発を行い、早急に帰還困難区域の除染を実施すること。
- (3) 除染を加速化させるため、より効果的な除染手法を確立するとともに、除染廃棄物の減容化技術の確立と減容化施設の設置を推進すること。また、除染が終了した地域においても、その後の線量実態に応じて2次除染を実施できるようにすること。

- (4) 除染に係る費用は長期にわたり莫大な額が見込まれるところであるが、国が責任をもって確実に負担すること。
- (5) 中間貯蔵施設の設置にあたっては、地元自治体並びに住民の理解を得たうえで、国が責任をもって設置するとともに、最終処分場としないことを明確にする法制化を図ること。
- (6) 県土の約 71%を森林が占める本県にとって森林の除染が重要であることから、地域の実情に沿った森林の除染が実施できるようにすること。特に間伐は、本県による実証事業により除染効果が認められており、また、間伐材も復興資材やバイオマスとして有効利用できることから、間伐等を森林除染の方法として位置づけること。
なお、地域によっては、樹皮や枝葉等が高線量を示す場合があることから、それら高線量を示す樹皮・枝葉等の処分方法を検討すること。
- (7) 早急に農業用ダム・ため池の除染方針を示し、除染を実施するとともに、河川・湖沼等も除染の対象として位置付けること。

8. 専門教育の場の設置について

効果的な除染や放射性物質の吸収抑制対策等の技術開発の充実・強化のためにも、県内の大学に農業と環境保全・放射能等に関連させた専門教育を受講できる学部を創設し、研究員等の育成確保を図ること。

9. 指定廃棄物等の早期処理について

放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える下水汚泥や浄水発生土、焼却灰等（指定廃棄物）を早急に処理すること。

また、8,000Bq/kg 以下であっても地元住民等の理解が得られず、埋め立て処分等ができないため各施設内に仮置き保管しているのが実態であることから、早急に有効な対策を講じること。

10. 風評被害の防止について

本県の農林水産業、商工・観光業等あらゆる分野において、深刻な風評被害を含めた様々な実害が今なお生じていることから、国において科学的根拠に基づく正しい情報を発信し、被害の防止に努めるとともに、風評被害克服のための積極的な施策を展開すること。

なお、「野生きのこ」の出荷制限・解除については、山菜などと同様に品種ごとの制限・解除とすること。

11. 避難指示区域（解除区域も含む）の復興と避難者への生活支援

- (1) 避難指示区域への帰還に向けた環境整備を促進するため、あらゆる世代の住民が将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開、道路や上下水道の復旧・整備や飲用井戸水の確保を図ること。

- (2) 帰還まで長期を要する地域の荒廃抑制・保全に努めるとともに、市町村の実情に応じた復興拠点の整備など、将来の住民帰還に向けた環境整備を図ること。
- (3) 長期避難者のための生活拠点の整備を推進するとともに、特に復興公営住宅の早期完成に向けた支援を強化すること。
- (4) 帰還の判断に一定の猶予を要する住民に向け、避難指示解除準備区域の住民のための復興公営住宅を整備するとともに、借り上げ住宅等の賃借料の特例期間の延長など特段の配慮を行うこと。
- (5) 避難指示解除後における地域振興を図るため、交流人口の増加等につながる地域振興施設の整備に対する新たな支援制度を創設すること。
- (6) 商業施設の再開や新規出店に対し、特例補助による財政的な措置を講ずるとともに、営業継続に対する支援を行うこと。
- (7) 復興のためのまちづくりを促進させるため、土地取得及び土地造成と一体的に附帯事業の実施が可能となる財政措置を講じること。
さらに、山間地に位置する被災町村においては、企業誘致や宅地整備等を行うためには大規模な土地造成が必要となることから、国有林の無償譲渡や津波エリアでの復興事業における残土の活用など、土地造成に対する新たな支援措置を講じること。
- (8) 内陸部の避難指示区域においても第一種農地の転用が可能となることから、復興特区と同様に、復興整備計画の公表により農振除外の同意があったものとみなすこと。

12. 健康管理対策の強化について

- (1) 原発事故に伴う県民の健康管理にあたっては、健康被害の防止に国が責任を持つこと。特に、空間線量や食品中の放射性物質について様々な見解があることから、国が示した数値について責任をもってその安全性を立証し、県内外の不安を取り除くこと。
- (2) 本県で実施されている18歳以下の医療費無料化の継続に必要な財政支援を講じること。
- (3) 原発事故により医師や看護職員、介護職員が県外等への流出したことにより、特に被災地域の医療・介護供給体制が崩壊の危機に瀕し、医療・介護供給体制の再構築が急務であることから、さらなる医師・看護職員、介護職員等人材の確保及び財政措置を行うこと。
また、今夏にも認可されることとなる東北地方への医学部新設については、本県内に新設すること。
- (4) 避難生活の長期化に伴い、避難者の心身の疲労も極限に達しており、特に要介護者や震災関連死者が時間の経過とともに増加していることから、災害弱者である子どもや高齢者、障がい者等に対する支援を強化すること。

- (5) 原子力災害被災者に対する幅広い支援、居住・避難・帰還を選択する権利の尊重、子ども（胎児を含む。）の健康被害への未然防止等、子ども・被災者支援法に基づき、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を着実に推進すること。
13. 医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援の継続について
旧・緊急時避難準備区域を含む避難指示等対象地域における医療費の一部負担金、介護保険における利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料等の全額免除に対する国の特別の財政支援を継続すること。
14. 雇用等対策について
(1) 事業停止や事業所移転などを余儀なくされた中小企業に対する支援の充実を図ること。
(2) 緊急雇用創出基金事業をはじめとする各種施策のさらなる充実を図り、被災地域の雇用の確保に万全を期すこと。
(3) 新たな時代をリードする産業と新たな雇用を創出すること。
① 新たな経営・生産方式の導入による農業再生モデルの構築。
② 放射線医学と関連させた医療機器産業振興、創薬開発支援、高齢化に対応する産業づくり。
③ 原子力発電に代わる再生可能エネルギー関連産業などの集積と雇用の創出。
15. 避難指示区域の防犯・防火体制の強化について
避難指示区域の再編に伴い、警戒態勢が解除された地域の防犯・防火体制のさらなる強化に努めること。
16. 避難指示区域等の鳥獣害被害防止対策について
避難指示区域等への帰還に向けた環境整備を進めるため、地元自治体と連携を図りながら、避難指示区域等における野生鳥獣の生息状況等調査を継続して行い、その結果を踏まえ、有害鳥獣の捕獲や鳥獣被害防止対策を講じること。
また、避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周辺地域に甚大な被害を及ぼしていることから、これら地域における鳥獣被害防止対策の強化を図ること。

Ⅲ. 平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害からの復旧・復興対策

1. 災害復旧事業について

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定法の施行年限については、被害が広範にわたることや豪雪地帯であることなどを勘案し、現行 3 年間となっているものを、事業がすべて完了するまでとするなど、柔軟な対応を図ること。

2. JR 只見線の早期全線復旧等について

JR 只見線の早期全線復旧を図るとともに、復旧費に対する財政支援を講じること。